

# クリーニング所やコインオペレーションクリーニング所 を営業する皆様へ

## “公害”防止のしおり

北区の環境の将来像と実現の道筋を定めた「東京都北区環境基本条例」（平成18年制定）の前文では、「北区は荒川の水辺や崖線のみどりに恵まれた土地であり、そのかけがえのない北区を、将来の世代に引き継いでいくために、私たち一人ひとりが生きる一員として自覚を持ち環境負荷低減に努め、すべての息づくものが共生できる環境を目指していく」としています。

そのためにも、北区内から公害をなくすとともに、環境の悪化を未然に防止しなくてはなりません。

この「しおり」は、クリーニング所やコインオペレーションクリーニング所（以下、「コインランドリー」という。）を営業する方を対象に、公害防止上の手続きや環境保全の取り組みをまとめたものです。

## “環境確保条例とは”

クリーニング所やコインランドリーを営業する皆様の公害防止の手続きを定めたものが「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下「環境確保条例」という。）です。環境確保条例では、クリーニング所やコインランドリーを「工場」もしくは「指定作業場」と区分して、届出を義務づけています。

## 届出の手順

- (1) あなたの営業するクリーニング所やコインランドリーは、「工場」、「指定作業場」のどちらに区分されるか、次の表を参照のうえ、環境課で手続きを行ってください。

工場・指定作業場の定義による区分					
営業 の 種 別	形態	工場		左記以外のもの	その他のもの
		2.2kw以上の原動機を使用するクリーニング所であって店舗をもたないもの 又は、ドライクリーニングを行うクリーニング所であって、店舗をもたないもの	店舗を兼ねた、ドライクリーニングを行うクリーニング所 作業場の面積が50m <sup>2</sup> 以上のもの 又は、他(当該店舗の支店、チェーンストアを含む。)から依頼を受けて作業するもの		
ドライクリーニング		工場※	工場※	指定作業場	
ランドリー + ドライクリーニング		工場※	工場※	指定作業場	
ランドリー		工場			指定作業場
リネンサプライ		工場			指定作業場
取次所	非 該 当				
コインランドリー	指 定 作 業 場				

※ テトラクロロエチレン（別名 パークロールエチレン）を含有する溶剤を使用する工場は、設置できる場所について規制があります。（環境確保条例第78条「位置の制限」）

## ▶ 工場と指定作業場

工場とは……

定格出力の合計が2.2kw以上の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業を常時行う工場及びドライクリーニングを含む、環境確保条例で指定した物品の製造、加工又は作業を行う工場をいいます。また、社会通念上「工場」と認めるに足る形態を有するものをいいます。

指定作業場とは……

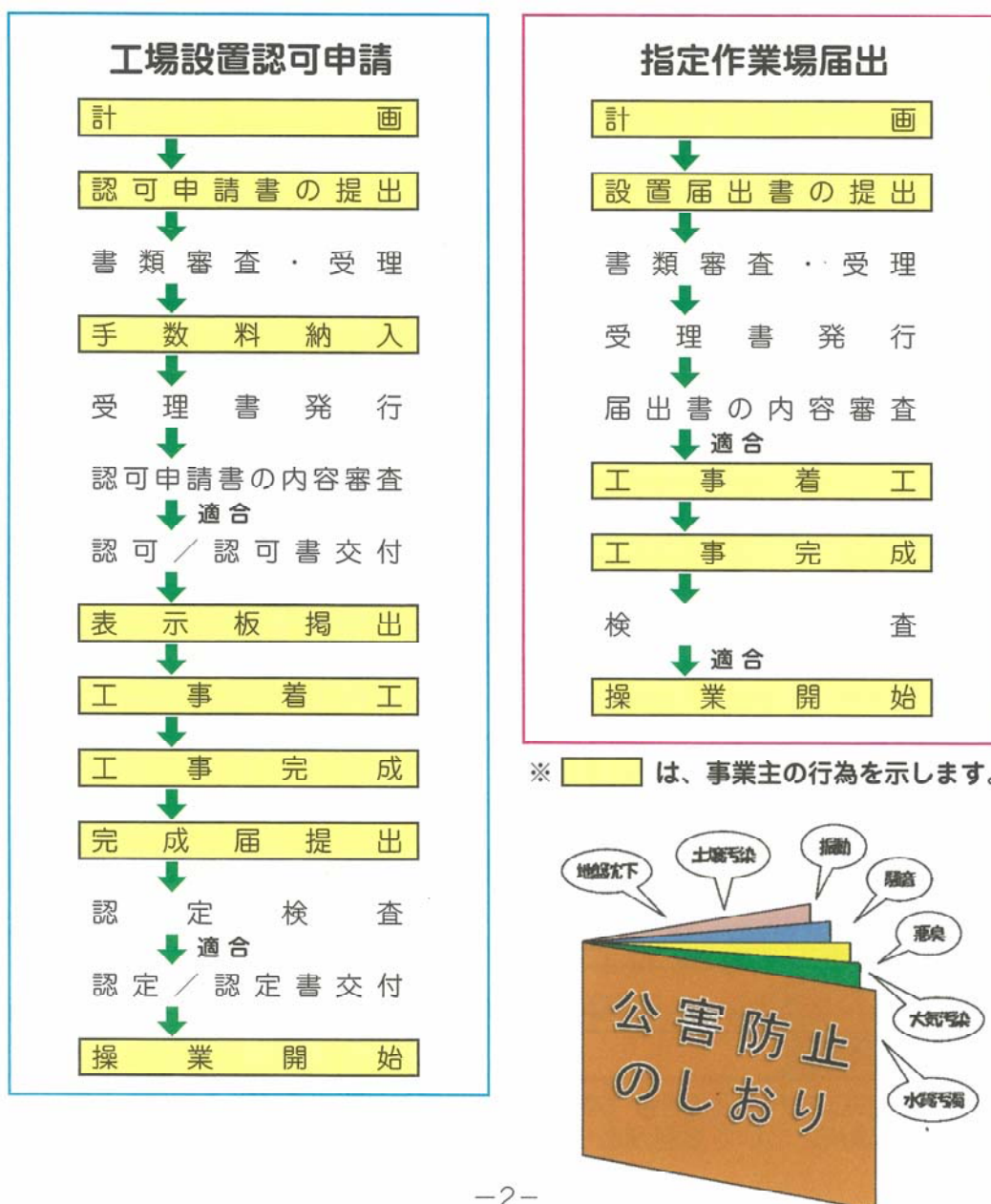
洗濯施設を有する事業場を含む、環境確保条例で指定した32種類の作業場をいいます。

### ▶ 例

- 2.1kwの原動機を使用して水洗いのリネンサプライを営むクリーニング所は、指定作業場です。
- 店舗とは別の場所に、専用のドライクリーニングを行う作業場を設置している場合、そのドライクリーニングを行う作業場は工場に該当することがあります。

## (2) 手続きの流れ (概要)

※申請・届出の詳細は環境課までお問い合わせください。



# 届出後の手続き等

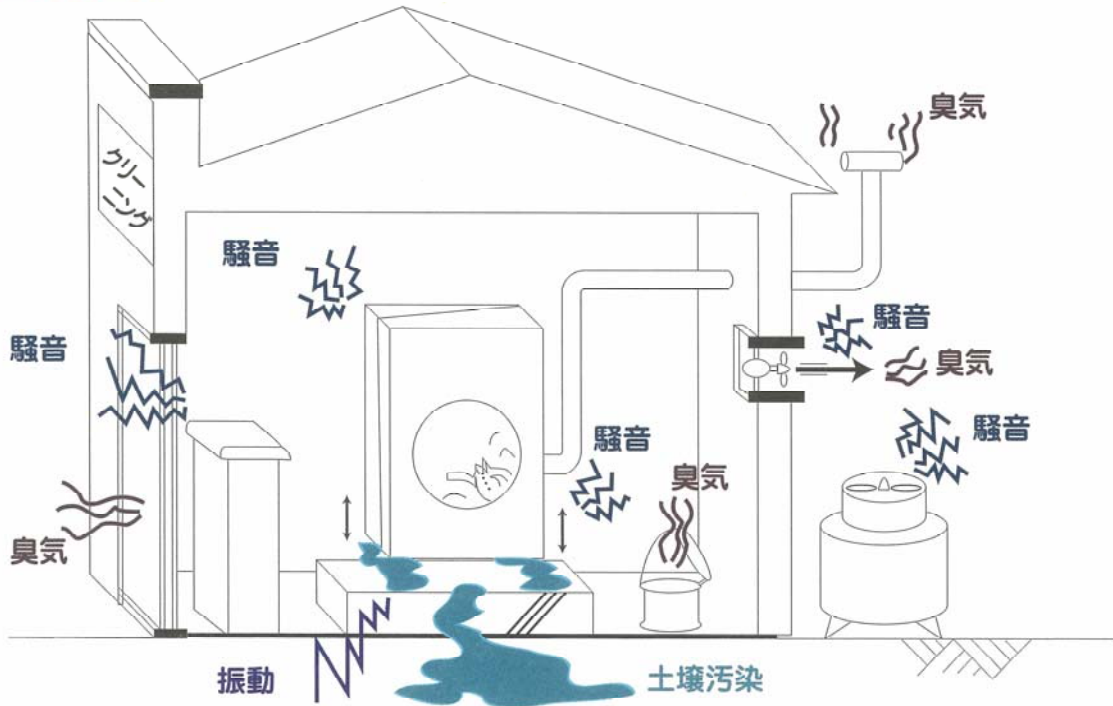
## (1) 日常の管理

環境確保条例では、公害を、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の7つに分類しています。事業者には、これらを発生させない、又は、低減させる取り組みが求められます。

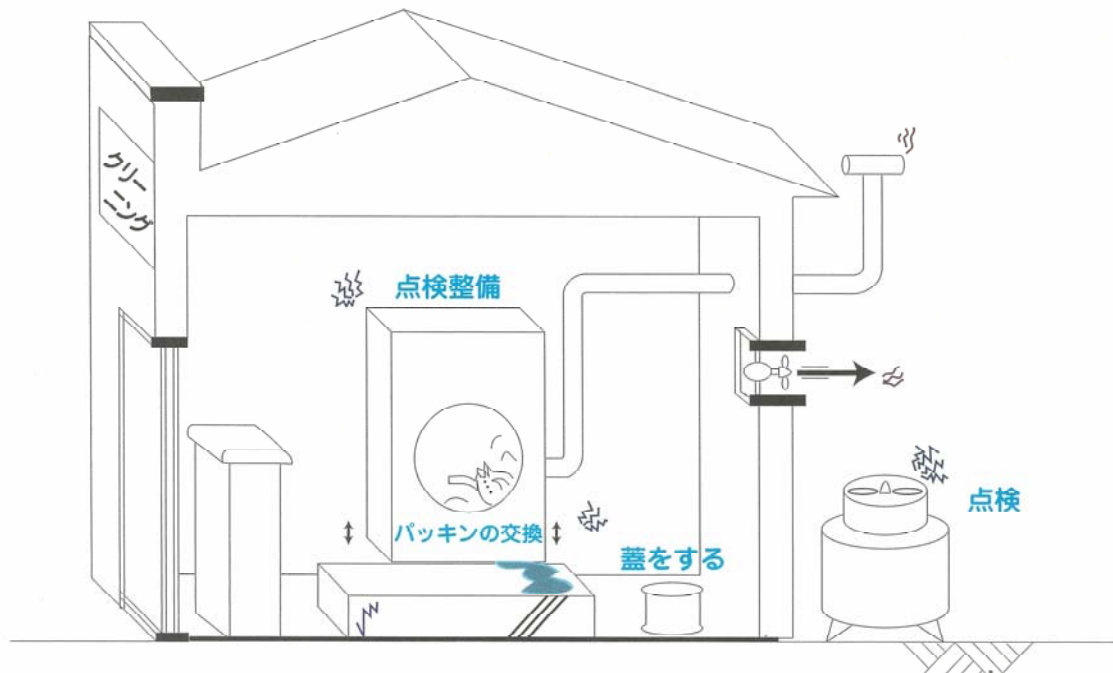
クリーニング所やコインランドリーでは、機器の運転にともなう騒音や振動、洗浄用溶剤や廃液の臭気、パークロルエチレン等の土壌浸透による土壌汚染に注意が必要です。

機器の保守・点検・溶剤の管理により、環境負荷の低減を図りましょう。

## 公害発生中



## 日常の管理




	区域の区分	時間の区分				
	あてはめ地域	6時	8時	19時	23時	6時
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 A A 地	40	45	40	40	
第2種区域	第1種中高層住居専用地域(第1種区域を除く) 第2種中高層住居専用地域(第1種区域を除く) 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 第1特別地域 無指定地域(第1、第3、第4種区域を除く)	45	50	45	45	20時
第3種区域	近隣商業地域(第1特別地域を除く) 商業地域(第1特別地域を除く) 準工業地域(第1特別地域を除く) 第2特別地域	55	60	55	50	
第4種区域	工業地域(第1、第2特別地域を除く) 第3特別地域	60	70	60	55	

1 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所(有床)図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内(第1特別地域、第2特別地域及び第3特別地域を除く。)の工場又は指定作業場:当該値から5デシベルを減じた値を適用する。  
2 第1種、第3種及び第4種区域に該当する地域に接する地先及び水面は、それぞれに接する区域の基準が適用される。

(2) 土壌汚染について

テトラクロロエチレン(別名 パークロルエチレン)やトリクロロエタン等を使用しているクリーニング所は、クリーニング所の全部若しくは主要な部分を除却しようとする時は、廃止または除却をしようとする日の30日前までに、土壌汚染対策指針に基づき、敷地内の土壌の汚染状況を調査し、その結果を届け出なければなりません。

(環境確保条例第116条)



詳しくは、北区役所環境課にお問い合わせください。また、条例とは別に、土壌汚染対策法に基づく手続きが必要になる場合があります。

「クリーニング所やコインオペレーションクリーニング所を営業する皆様へ」

平成22年2月発行

発行 東京都北区生活環境部 環境課

〒114-0002

東京都北区王子1-12-4 TIC王子ビル2階

電話 03-3908-8611 (直通)



刊行物登録番号  
21-2-045